

日本の社会保障制度改革—ドイツからの示唆

薄井 充裕

2015年4月からの年金支給見直しなどを踏まえ、新年の記事では多く社会保障制度改革（以下「改革」と略記）について取り上げられていた。設研でも昨年12月、牛嶋俊一郎前埼玉大学教授による「公的年金制度」問題、山本勲慶應義塾大学教授・黒田祥子早稲田大学教授による「労働時間の経済分析」の2つのアカデミックセミナーを開催し知見の蓄積を行っているところである（<http://www.dbj.jp/ricf/research/seminar/>）。

現在、日本の「改革」は、2012年の「改革」推進法にそって行われている。また、その法律第1条において、基本的な考え方を審議する「改革」国民会議の設置が定められているが、同会議は翌年、報告書「確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋」を発表している。ここでは具体的に4分野の「改革」が示されている。

I 少子化対策分野（子ども・子育て支援新制度等）、II 医療・介護分野（提供体制、医療保険制度、介護保険制度等）、III 年金分野（年金制度体系の見直し、セーフティネット機能〈防貧機能〉の強化、世代間連帯の促進等）であるが、どれもゆるがせにできない重要テーマである。

一方、日本の「改革」を考えるうえで、先行したドイツの事例に関心が集まっている。例えば2003年、シュレーダー政権下の構造改革プログラム「アゲンダ Agenda 2010」がある。ここではI 雇用市場と失業保険制度改革、II 公的年金制度改革、III 公的健康保険制度改革、IV 賃金協定の柔軟化、V 減税の5つの柱が掲げられたが、項目を比較してわかるとおり、その多くは日本の「改革」と共通している（詳しくは、熊谷 徹『ドイツ中興の祖ゲアハルト・シュレーダー』日経BP社 2014年を参照）。

ドイツの場合、日本とは異なり東西ドイツ統一後の経済の長期停滞、移民問題、EU内での政策協調への対応など構造的な課題があり、かつ両国の国情、諸制度の違いからも機械的な比較や導入検討はできないだろう。しかし、長期的視点に立って国民にあらかじめ強い痛み（負担の増大、給付の引き下げ）を明示し、その政策をメルケル政権にかわっても基本的に継続し、改革をやりぬく貫徹さには見習うべき点がある。

少子高齢化がすすみ、ドイツに比べ厳しい財政制約下におかれ、かつセーフティネット機能でも未だ多くの課題を抱える日本の「改革」の道程は容易くない。その一方、ドイツ同様、経済復興・成長の過程で作り上げてきた国民的資産とでもいべき年金制度や保険機能は制度としてしっかりと後世に伝えていかなばならない。ドイツからの示唆は、財政再建も同様だが「改革」に関し、国は甘い見通しに立たず、勇気をもってダウンサイドのシナリオを提示し、国民がそれを覚悟と英知をもって乗り越えていくことだと思ふ。

2015年1月13日